

京 都 大 学 国 際 交 流 会 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 会館に、次の施設を置く。</p> <p>本館 吉田国際交流会館 宇治分館 おうばく分館 みささぎ分館</p> <p>(中 略)</p> <p>第5条 第3条に定める各施設(吉田国際交流会館を除く。)に、生活上の諸問題に関し相談を受け、又は必要に応じ助言等を行わせるため、会館主事を置く。</p> <p>2 会館主事は、京都大学の教職員のうちから総長が任命する。</p> <p>3 会館主事の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p>第5条 第3条に定める各施設に、生活上の諸問題に関し相談を受け、又は必要に応じ助言等を行わせるため、会館主事及び会館主事補佐を置くことができる。</p> <p>2 会館主事及び会館主事補佐は、京都大学の教職員のうちから総長が任命する。</p> <p>3 会館主事及び会館主事補佐の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>附 則 この規程は、平成30年2月1日から施行する。</p>